

亀戸天満宮と連歌

福井毅

天満宮と連歌文芸とが、深い関連性をもつものであることは、北野天満宮一社の例だけをもつても、充分首肯し得る事実であるが、そのほかの天満宮、例へば九州大宰府天満宮や大阪天満宮・奈良染田天満宮など、連歌資料が多量に保存されてゐる天満宮にしても、それぞれ諸学者によつて指摘されてゐる通り、北野天満宮に比較して、連歌文芸との関連性に関しては、同様に重要性をもつものであると云ひ得る。天満宮と連歌文芸に関する文献の重要なものについては、すでに紹介され、研究論文が発表されてゐるのは、知られてゐる通りであるので省略する。

今ここで私が触れて見たいのは、亀戸天満宮と連歌文芸との関係であるけれども、この研究については、「連歌の史的研究」前後編（昭和五年・昭和六年成美堂出版）・新版昭和四四年有精堂出版のなかに、記述されてゐる部分があり、その研究の結果を考慮しながら亀戸天満宮と連歌文芸との関係について、若干私なりの研究を記述して見たい。

一

内閣文庫に「本所亀戸宰府天満宮社伝略記」と題する一本が所蔵されてゐる、巻末奥書には

「文化十癸酉年閏十一月廿五日

亀戸天満宮と連歌（福井）

亀戸天満宮と連歌 (福井)

天原山聖廟院東安楽寺

同務別当兼宮司 大鳥居菅原信盛 記之

と記されてゐるが、本文と卷末一葉とさらに奥書とは、それぞれ別筆ではないかと考へられる。卷末一葉には

「官位昇進次第並御連歌御連衆勤仕次第」

と題し、歴代別当職の略歴を記載してゐる。近世連歌師並びに御連歌御連衆に詳細な「連歌の史的研究」前編の記載事項は、ある部分この本に拠るかと思はれる。勿論略歴のある部分は、国会図書館本「宇米廻記」、書陵部本「松廻春」本文と同種かと思はれるものも少しとしないが、一応左に掲出することにする。

「開基別当 大鳥居信次因

延宝二寅年二月十七日 任権律師法橋

同七未年八月三日 任権少僧都法眼

天和二戌年十月十六日 任権大僧都法印

「寛文九酉年正月十一日始而御連歌御連衆被仰付貞享四卯迄相勤十九年」(括弧の部分は「宇米廻記」・「松廻春」略歴とほぼ同様の同文の場合)

二代別当 信円

貞享二丑年七月六日 任権律師法橋

元禄三年十一月廿二日任権少僧都法眼

同十四巳年八月六日 任権大僧都法印

「元禄元年正月より正徳補(二)辰まで御連衆勤二十五年」(「松廻春」本文によると、信円は正徳二年まで出仕し、正徳三年より次代信政に替つてゐて、「宇米廻記」には「享保六年六月十五日卒」とある。)

三代別当 信政

宝永三戌年十月九日 任権律師法橋

享保二酉年七月十一日 任権少僧都法眼

同十六亥年七月九日 任権大僧都法印

「正徳三巳年正月より寛保元酉年まで御連衆勤二十九年」（従つて信政の御連歌衆勤仕の最初は、信政の条の正徳三年が「松廼春」本文と合致することになる。「宇米廼記」には「寛保元年正月廿六日卒」とある。）

四代別当 信欽

寛保元酉年十月廿五日 任権律師法橋

「寛保二戌年正月より宝暦五亥年迄御連衆十四年」病身ニ而其後上京無之（「宇米廼記」・「松廼春」と同文）

五代別当 信隆

宝暦八寅年五月廿八日 任権律師法橋

昭和九辰年五月朔日 任権少僧都法眼

「宝暦六子年正月より天明元丑年迄御連衆相勤二十六年」（「宇米廼記」・「松廼春」の本文同様）「松廼春」本文によると、信欽は宝暦五年まで勤仕し、次代信隆は宝暦六年から勤仕し、「安永十丑年七月四日信隆病死仕り候云々」（亀井戸古記録）にある。

六代別当 信遵

「天明二寅年正月より文化九申年迄御連衆相勤^{一三}二十一年」（「松廼春」本文では、信遵は文化八年まで勤仕し、文化九年には信遵・信盛の父子勤）

七代別当 信盛

亀戸天満宮と連歌（福井）

「文化九申年正月より御連衆相勲寛文九酉年正月より当酉年正月迄百四十五年代々勤仕」(一四五年とあるので、酉年は文化一〇年癸酉現在の記述の形になつてゐるが、「字米廻記」・「松廻春」本文によれば、天保一五年辰正月一日まで勤仕してゐ、「字米廻記」には「嘉永三戊六十五卒」とある。

「本所亀戸宰府天満宮社伝略記」のは七代別当信盛の前代として信敬を挙げてゐるのが、「字米廻記」・「柳宮御連衆次第」を見ると、享和二年の条に信敬とあり、「亀戸別当信遵養子父子勤実御服所橋本和三郎二男後年離縁」とあり、「松廻春」本文では、享和二年の連衆として信道と信道悴(松廻春書入)の兩名が父子勤仕の形をとつてゐる。しかし翌享和三亥年になると、信敬の名はなく、信遵だけ出座してゐる。「松廻春」書込には、「二年之内一年父子勤」とあり、「松廻春」天保一五年の正月連歌には、信教(信盛^マ悻)・信盛と名を並べ、さらに「松廻春」書込の弘化二年の条には「信盛多病に付御連衆御断申上」とあり、「柳宮御連衆次第」によると、「文政七年申十二月奉行所上通被仰渡 天保十亥御第三勤仕旅扶持十口賜之同十三以後依病不動」とあり、「字米廻記」も同文であるので、「松廻春」書込の弘化二年と相違してゐる。「松廻春」本文には、天保一三・一四・一五と連衆中に名が見出される。以上が内閣本「本所亀戸太宰府天満宮社伝略記」中の「官位昇進次第並御連衆御連衆勤仕次第」の各別当職の考証である。

二

初代別当信祐に関しては、大槻如電の奥書がある「本所宰府問答」のうちに

「当社開基の發りは、正保の比大宰府天神別当大鳥居菅原信岡孫信祐(註) 寛文元年辛丑八月廿三日本所に移し奉る」とある。「亀井戸菅廟」には

「其比筑前大宰府大鳥居の二子(中略)江戸に来てゐしが、少々陽明学など有しゆゑ広之君(久世大和守)すこしつつ、家に召おかれしを幸菅神の社を守るに大鳥居の子なればとて神職にせられたり(中略)京洛の高辻家に付て奏聞し、大宰

府の菅神を遷し奉りてその如く繁栄せり云々」とある。「江戸鹿子」には「宰府天神東安楽寺天神ハ寛文三卯年信祐開基」「東部歳事記」の亀戸天満宮の条の注文には「亀戸天満宮正しくは宰府天満宮。寛文二年十月二十五日鎮座」とあり、「武江年表」には、寛文三年の条に「亀戸天満宮、今の地へ宮建。楼門心字の池反橋等成る。「此の年八月祭礼、神興行列等の儀式、宰府の例に習ふて本所の地を巡行す」と諸説多少相違してゐるが、寛文中であるのは一致してゐる。信遵の時期に関する記録は、「亀戸天神古記録」のなかに種々のものが見出される。天明二年の条に

「天明二壬寅年

寅正月十一日

信遵今日始る御連歌登城無滞相勤申候 初而故当年者御老中不残寺社奉行不残相廻り候事昌逸老始其外初而之衆同断
年礼之覚

今日御連歌首尾能相勤難有仕合奉存候右御礼申上候 以上

亀戸天神別当

菅原信遵

正月十一日

寅二月十一日 安藤対馬守殿江届

「拙僧義一昨十六日病氣ニ付以名代日輪寺御連歌御祝義拝領仕難有仕合奉存候今日出勤仕候間右御礼申上候 以上

亀戸天神別当

菅原信遵

松平周防守殿

田沼主殿頭殿

阿部殿

戸田殿

亀戸天満宮と連歌 (福井)

御老中 水野出羽守殿 寺社奉行 井上殿

鳥居丹波守殿 安藤殿

久世隠岐守殿 牧野殿

と、正月柳宮御連歌とその御祝儀に関する記述を見出す。「本所亀戸宰府天満宮社伝略記」の信盛・信遵の条で考察した様に、信遵は天明二年はじめて柳宮正月連歌に出座してゐ、父信隆は天明元年まで出座してゐる。翌天明二年父に替つて柳宮正月連歌に勤仕する様になつた際の記録である。従つて諸家諸職に対する挨拶廻りを行ふ習慣があつた様である。

亀戸天神連歌屋についても、信遵の明期の詳細な記述が「亀戸天神古記録」のうちに収められてゐる。

「口上

一、延宝五巳年二月初而厳有院様当社連歌家江被為成候

一、享保二酉年有来候御連歌家江御立継御殿出来仕同月有徳院様被為成候 享保五子年八月古御殿并連歌家別当より被

下置候而新規ニ御殿御普譜出来仕、同六丑年六月御殿御上段者メ切ニ仕其外者前々之通連歌座敷ヲ相用可申段酒井修理大

夫殿 被仰渡候

一、元文二巳年四月(中略)連歌家神馬家延享二丑年類焼同四卯年山名因幡守殿江奉願候而仮普譜ニ仕置候 神輿蔵一

棟者寛文中より有来候儘ニ而御座候処寛政三亥年九月風破仕取方付申候

右之通ニ御座候 以上

亀戸天神別当

菅原信遵

(寛政十二年)申十一月

寺社御奉行所

といふ記述があるが、「亀戸宰府天満宮社伝略記」によると、「但東連歌屋之事ハ享保之比迄も有し歟詳に分ちかたし、明和元年再建後、大破寛政十二申年再建」とさらに詳細に記述されてゐる。

連歌家借用に關して、徳川期は現在と相違して、種々の事情があつたことが憶測され、將軍家御成の場所として、借用罷りならぬ由の申し渡しを受けた挿話を物語つた興味深い記述も、同文書のなかに見出される。

「一、十二日ニ湖田四郎左エ門殿被申聞候者連歌家借座敷等ニ相用申候哉与申聞候ニ付將軍様御成被遊候御場所ニも罷成候事故中、借座敷等ニ仕不申候趣申談候十二月八日前書之趣願之通御聞通被成候段土井大炊頭殿被申渡候尤寺社役湖田四郎左エ門殿被申渡候(中略)

亀戸天神別当

菅原信遵

(寛政十二年)十二月九日
とある。

三

大槻如電の「本所宰府問答」の奥書の文中、明治三五年三月亀戸天神における菅公千年祭を修した際、千句連歌を張行した旨を記し、「明治三五年三月亀戸神社に於て菅公千年の祭を修む其四月二日同人と連歌千韻を供す爰時此書の原本と見る卷子本三巻に票して宰府問答とありき 白念坊如電記」(註三)

とある。亀戸天満宮における菅公八百年祭八百五〇年祭の覚が、九〇〇年祭の記事に關聯して記述されてゐる。

「天満宮来戌年九百年忌相当ニ付二月五日より廿五日迄三七日之間神事左之通相勤申度奉願上候

千句連歌 一七日 歌会二日 詩会一日

亀戸天満宮と連歌 (福井)

亀戸天満宮と連歌（福井）

大々神楽一日 大神供一日 大般若一日

万焼明会一日 一万度^{ア、}穢一七日

右前文之通被仰付被下置候様奉願上候 以上

亀戸天神別当

菅原信遵

西九月

寺社御奉行所

覚

天満宮八百年忌元禄十三辰年二月永井伊賀守殿江奉願上候処願之通被仰付翌巳年二月廿五日より三月廿五日迄三七日之間
右之通相勤申候

八万度^{ア、}穢一七日 二千句連歌十日 詩会一日 歌会一日

同八百五十年忌寛延四未年三月本多長門守殿江奉願上候処願之通被仰付翌宝曆二申年二月十九日より廿五日迄一七之間左
之通神事相勤申候

千句連歌三日 詩歌会一日 読経一日 二万度^{ア、}経一日 大々神楽一日

此例書下^久候事

右之通御座候 以上

亀戸天神別当

菅原信遵

西九月

寺社奉行

「亀戸宰府天満宮社伝略記」のなかには、年中行事次第と題して、そのうちに連歌興行の様子が窺はれる。
「一七日神事」

裏白之連歌 正月二日神前にて興行

御忌祭礼二月廿三日の夜より齋廿四日通物連歌廿五日午刻神事を務め夜に入統松を焼く音楽を奏し神靈異社中夜行
七夕宴 七月七日和歌連歌を献す

夕月の興宴あり 八月十五日の本社にて連歌興行す

月見興宴 九月十三日 連歌興行す

月並連歌 毎月廿五日より興行

とある。そのほか亀戸天神連歌については、国会図書館本「連歌叢書」中の「天神法楽集」などに

○亀井戸天神会

文化元子年四月二五日 何代 五〇韻

神垣や木々を若葉の青和幣 信遵

連衆 叔廬・長松院・信澄・惣代・忠如・雲歩・弘文・利郷・庸行・逸重・小桜・恵岳・存連・昌永

○享和四年二月四日 菅原信遵張行

初草の根もころに見む春の庭 昌逸

信遵・玄川・昌惇・昌成・昌永・通徑・弁中・清方・清菫・其阿・玄碩・昌寅・昌功・嘉重

○元禄一四年三月朔 千句

第一 春や今うつもれはてぬ松の雪 信兼 紹尹・其阿・昌築・昌坪・小野加賀氏仍・信浦・勝久・紹山・昌純
などの百韻がある。

亀戸天満宮と連歌 (福井)

なほ、信敬に關して、「亀戸天神古記録」のなかに、若干の記述があるので付記しておく。

「奉願侯覺

私養父菅原信遵御連歌御連衆年々相勤候ニ付私部屋住ニ者御座候得共父同様來戌年より御連歌御連衆ニ被召加候様仕度奉願上候願之通被仰付候ハバ冥加至極難有仕合奉存候 以上

菅原信遵^マ悴

菅原信敬印

西十七歲

享和元年申年十二月

寺社御奉行所

右信敬願之通被仰付候ハハ重疊難有仕合奉存候於私義偏奉願上候 以上

亀戸天神別当

菅原信遵

と、前述した様に、一箇年に限り、勤仕した信敬についての記述を見出す。

注一、明治三十五年五月一〇日菅原大神千年大祭図會特輯として発刊された「風俗画報」二五〇号に所載の「西高辻家系譜」によると、菅公 高視 親視 資忠 孝標 空氏 在良 善弘 (有故住筑紫) 善昇 (大宰居家開始、出家称信貞) 信証 信寛 信暉 信快 信暁 信寿 信高 信弁 信永 信顕 信快 (墳墓在安部水田村) 信暉 信証 信岡 信渠 信寛 信岩 (水田村居住大宰府司務職) 信助 信兼 信仙 信恭 信貫 信賢 信廉 信觀 信全 信嚴 信雅 (現宮司男爵次長第四子)

注二、風俗画報によると、大宰府一千年大祭には三月二七日の分は千三百韻とあり、四月一三日の分は「東京なる柳營の連歌師深川照阿・土岐善静・益田支徳・田中麟子・梅沢昌茂・古筆了信の諸氏は今回菅公会の為、さきに古筆了信氏の宅に於て連歌会を催し、千五百二十二韻を重ねたるが、今回古筆了信氏宰府に赴くに付き、右の連歌を持参し、右に同千韻を当社に奉納したるが、他の千韻は之を亀戸天神(東宰府)に奉納し云々」とあるほか、四月二五日の分は、世吉之連歌であつて、連衆は土岐善静・村松秀茂・飯野忠一・三上宗紀・大槻如電・戸川安宅・磐瀬玄筆・斎藤嶺哉などである。「大宰府天満宮藏書目録」によると、別に三五年御遠祭奉納千句懐紙がある。